市外への転出に伴って、必要になると思われる主な手続きを掲載していますので、ご確認ください。

◎ 転出手続きは、転出する日の2週間ほど前から行うことができます。
◎ 新しい住所地にお住まいになられましたら、14日以内に転入届が必要です。

- 3 月下旬から 4 月初旬および月曜日・金曜日は、窓口が大変混み合いますので、諸手続きにお時間を頂戴いたします。
- ★印が付いているのは泉区役所以外の組織です。
- *(※)* 印が付いているものは、写真が貼付された官公署発行の公的証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）1点または、写真のない公的証明書（健康保険資格確認書・年金手帳など）の場合は2点提示が必要になります。
- 申し込み期限など詳しくは、各窓口へご確認ください。

	手続きする内容	手続きに必要なもの	手続き窓口
□	転出届出をするとき	・本人確認できるもの *(※)* ・代理の方が届ける場合は委任状 （同一世帯員を除く） ・国民健康保険資格確認書 （国民健康保険に加入していない、もしくは資格情報のお知らせをお持ちの場合は持参不要です）	泉区役所　戸籍住民課　住民記録係 （本庁舎 1 階） 1 番窓口
□	マイナンバーカードを 継続利用するとき	転出先の市町村でお手続きください	
□	マイナンバーカードに付加する 署名用電子証明書を申請するとき （住所変更により自動的に失効します）		
□	介護保険の要介護認定を受けているとき	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	泉区役所　戸籍住民課　住民記録係 （本庁舎 1 階） 1 番窓口
□	介護保険被保険者証の交付を受けているとき	・介護保険被保険者証	
□	転出先住所が介護保険施設のとき	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）	泉区役所　介護保険課 （本庁舎 1 階） 16 番窓口 ◆戸籍住民課 1 番窓口で転出届出を行った後にお越しください
□	介護保険の要介護認定を申請中のとき	・介護保険資格者証 ・介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）	
□	国民健康保険料の納付が済んでいないとき	・本人確認できるもの（※）	泉区役所　保険年金課 （本庁舎 2 階） 8 番窓口
□	後期高齢者医療制度に加入しているとき	・後期高齢者医療資格確認書	
□	児童手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	泉区役所　保育給付課　子育て給付係 （東庁舎 4 階） 9 番窓口
□	こども医療費助成受給者証の交付を受けているとき	・医療費助成受給者証	
□	母子・父子家庭医療費助成受給者証の交付を受けているとき		
□	児童扶養手当を受けているとき	・手当証書または認定通知書	
□	特別児童扶養手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	
□	小児慢性特定疾病の認定を受けているとき	・小児慢性医療受給者証 ・自己負担上限額管理票	
□	養育医療を受給されているとき	・養育医療券	
□	自立支援医療（育成医療）を受給されているとき	・自立支援医療（育成医療）受給者証	
□	認可保育施設を利用しているとき	右記へお問い合わせください	泉区役所　保育給付課 保育係 （東庁舎 4 階） 10 番窓口

☐	新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用しているとき（教育・保育給付認定を受けているとき）	・教育・保育給付認定申請書　兼　家庭状況等変更届 ※詳しくは、右記へお問い合わせください。	ご利用している幼稚園等
☐	従来制度幼稚園、幼稚園預かり保育、認可外保育施設・一時預かり事業等を利用しているとき（施設等利用給付認定を受けているとき）	詳しくは、右記へお問い合わせください。	仙台市幼児教育無償化事務センター TEL.0120-587-287
☐	身体障害者手帳の住所変更	転出先の市町村にお問い合わせください	
☐	自立支援医療費受給者証（更生医療）の交付を受けているとき		
☐	療育手帳の住所変更		
☐	精神障害者保健福祉手帳の住所変更		
☐	自立支援医療費受給者証（精神通院医療）の住所変更		
☐	心身障害者扶養共済制度の加入をしているとき		
☐	特定医療費（指定難病）医療受給者証の住所変更		
☐	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・外国人障害者福祉手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	泉区役所　障害高齢課　障害者支援係 （東庁舎 1 階） 14 番窓口
☐	各種障害者福祉サービス（通所・障害者ヘルプ等）を受けているときは、返還届や喪失届が必要なものがあります	右記へお問い合わせください	
☐	障害者交通費助成を利用しているとき	・交付を受けている利用券 （ふれあい乗車証、福祉タクシー利用券、ガソリン券）	
☐	心身障害者医療費助成受給者証の交付を受けているとき	・医療費助成受給者証	
☐	敬老乗車証の交付を受けているとき	・敬老乗車証 ・本人の振込先銀行口座の通帳	泉区役所　障害高齢課　高齢者支援係 （東庁舎 1 階） 15 番窓口
☐	50～125cc の原付バイクを持っているとき	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認物（運転免許証等）	泉区役所　税務会計課　税務会計係 （本庁舎 2 階） 18 番窓口
☐	軽自動車を持っているとき	右記へお問い合わせください	★宮城県軽自動車協会 電話：022-388-6033
☐	126cc 以上の二輪バイクを持っているとき	右記へお問い合わせください	★東北運輸局宮城運輸支局 電話：050-5540-2011
☐	市・県民税の納付が済んでいないとき	・市・県民税納税通知書	★北徴収課（仙台市役所上杉分庁舎５階） 電話：022-214-5027 ◆　市税の納付は泉区役所税務会計課でも受付けます。
☐	固定資産税の納付が済んでいないとき	・固定資産税・都市計画税納税通知書	★北徴収課（仙台市役所上杉分庁舎５階） 電話：022-214-5027 ◆　市税の納付は泉区役所税務会計課でも受付けます。

□	軽自動車税の納付が済んでいないとき	・軽自動車税納税通知書	
□	水道の使用をやめるとき	転居する 5 日前までに 右記へお問い合わせください	【インターネットで手続きできます】 仙台市水道局コールセンター 電話：022-748-1111
□	市ガスの使用をやめるとき	転居する 5 日前までに 右記へお問い合わせください	【インターネットで手続きできます】 仙台市ガス局お客様センター 引越専用電話：0800-800-8978